

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

共通基準

No. 1

基準	適合状況
<p>施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 (施行規則第4条の5第1号)</p>	<p>設定処理能力に応じた量を給じん装置により、燃焼室内へ供給する構造となっている。</p>
<p>ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 (施行規則第4条の5第10号)</p>	<p>建築的には、設備全体を建屋で覆っており、外部に面する部分は、加圧室による二重構造としておりかつ気密性の高い扉等でシールを行っている。 設備的には、局所集じん装置・エアーカーテン装置および活性炭による悪臭成分の吸着を行う脱臭装置を設置している。 また、燃焼用空気をごみピットから吸引することで、ピット内を負圧に保ち悪臭成分の拡散防止等を図っている。</p>
<p>蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 (施行規則第4条の5第11号)</p>	<p>発生源となるごみピットを密閉構造とすることで、蚊、はえ等が外部へ飛散しないよう防止している。 ごみピット内へ殺虫剤を定期的に噴霧することで発生防止を図っている。</p>
<p>著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 (施行規則第4条の5第12号)</p>	<p>著しい振動を伴う機器については、独立基礎構造としている。 著しい騒音を発生する機器を設置している室については、吸音マット等を設置することで、騒音防止を図っている。 敷地境界線において、騒音 60dB (A) 以下、振動 60dB 以下とするよう計画している。</p>
<p>施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。 (施行規則第4条の5第13号)</p>	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき放流水水質を決定しており、生活環境保全上の支障がない計画としている。 生活系及びプラント系各排水について、凝集沈殿・活性炭吸着・フッ素除去・ろ過器等の設備を設置し、適正な排水処理を実施する計画としている。</p>
<p>施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。 (施行規則第4条の5第14号)</p>	<p>定期的に補修整備を実施し、設備機能の保持に努めている。 ばい煙及び水質については連続測定装置による検査並びに定期的な委託検査を実施する計画としている。 炉の停止回数は、補修点検(2回/年)・補修整備(2回/年)及び年末年始(1回/年)の計5回/年で計画しており、本補修点検等による炉停止期間を差引いた炉稼働日数は280日/年以上で計画している。</p>
<p>市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。 (施行規則第4条の5第15号)</p>	<p>施設の維持管理は適切な方法によって行う計画としている。</p>
<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。 (施行規則第4条の5第16号)</p>	<p>補修点検・補修整備等で得られた各機器計測データ・開放記録、運転データ等を記録し、三年間保存する。また、経年変化を監視することで運転管理に役立てている。</p>

焼却処理施設（ガス化改質方式を除く。）

No. 1

基 準	適 合 状 況
<p>ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 (施行規則第4条の5第2号イ)</p>	<p>ごみピット内を自動クレーンにより攪拌混合することで、ごみ質の均一化を図っている。</p>
<p>燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、施行規則第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。 (施行規則第4条の5第2号ロ)</p>	<p>ごみ投入ホッパにクレーンで投入されたごみにより燃焼室と外気を遮断する。燃焼室へのごみの供給は、給じん装置により、定量ずつ燃焼室内へ供給する構造となっている。</p>
<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。 (施行規則第4条の5第2号ハ)</p>	<p>自動燃焼制御装置により、燃焼室内温度を摂氏約 850 度以上に維持する計画としている。また、燃焼室内の温度が低下した場合には、バーナを運転することで燃焼室内温度を保持する計画としている。</p>
<p>焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。 (施行規則第4条の5第2号ニ)</p>	<p>熱しゃく減量を 3%以下とするよう計画している。</p>
<p>運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 (施行規則第4条の5第2号ホ)</p>	<p>助燃バーナ及び再燃バーナにより速やかに所定の温度以上にし、排ガス処理設備を通ガスした後、ごみを供給する計画としている。</p>
<p>運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。 (施行規則第4条の5第2号ヘ)</p>	<p>炉出口温度が摂氏約 200 度に達するまで、助燃装置で完全燃焼する計画としており、ダイオキシン類発生防止に努めている。</p>

基 準	適 合 状 況
<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 (施行規則第4条の5第2号ト)</p>	<p>燃焼室温度を連続的に測定し、かつ記録する装置を設置する計画としている。</p>
<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合において、この限りでない。 (施行規則第4条の5第2号チ)</p>	<p>排ガスの集じん器入口温度を減温塔により、摂氏約 165 度以下に冷却するよう計画している。</p>
<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。 (施行規則第4条の5第2号リ)</p>	<p>集じん器入口温度を連続的に測定し、かつ記録するよう計画している。</p>
<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 (施行規則第4条の5第2号ヌ)</p>	<p>集じん器に堆積したばいじんについては、パルスジェット方式により定期的に自動で除去する計画としている。 減温塔、湿式有害ガス除去装置及び脱硝反応塔については補修整備時に、状況に応じてダストの除去作業を行う計画としている。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。 (施行規則第4条の5第2号ル)</p>	<p>自動燃焼制御装置により、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素が百万分の三十以下（30ppm 以下）（<math>O_2=12\%</math>換算値の4時間平均値）となるよう計画している。尚、百万分の百（100ppm）を超える瞬時値のピークを極力発生させない計画としている。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 (施行規則第4条の5第2号ヲ)</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素を連続的に測定し、かつ記録するよう計画している。</p>

基 準	適合状況
<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 (施行規則第4条の5第2号ワ)</p>	<p>1時間当たりの処理能力が4トン以上であるため、煙突から排出されるダイオキシン類濃度（コプラ-PCBを含む）を、<math>0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}</math>以下（<math>\text{O}_2=12\%</math>換算値）となるよう計画している。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 (施行規則第4条の5第2号カ)</p>	<p>ダイオキシン類濃度については年1回以上、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）については、2ヶ月に1回以上測定し、記録する計画としている。</p>
<p>排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 (施行規則第4条の5第2号ヨ)</p>	<p>集じん器・湿式有害ガス除去装置及び触媒脱硝装置を設置し適正な排ガス処理を行うことで、公害防止基準値以下になるよう計画している。</p>
<p>煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 (施行規則第4条の5第2号タ)</p>	<p>湿式有害ガス除去設備に付属する冷却塔は密閉式を採用し、冷却水が飛散しないよう計画している。</p>
<p>ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、施行規則第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。 (施行規則第4条の5第2号レ)</p>	<p>_____</p>
<p>ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。 (施行規則第4条の5第2号ソ)</p>	<p>_____</p>

焼却処理施設（ガス化改質方式を除く。）

No. 4

基 準	適合状況
<p>ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 (施行規則第4条の5第2号ツ)</p>	<p>該当なし。</p>
<p>ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。 (施行規則第4条の5第2号ネ)</p>	<p>_____</p>
<p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 (施行規則第4条の5第2号ナ)</p>	<p>消防部局との協議に基づき、移動式粉末消火器・二酸化炭素消火設備・屋内、屋外消火栓設備等を設置する計画としている。</p>